

熊本市議会会議規則

昭和 34 年 4 月 1 日
議会規則第 1 号

目次

- 第 1 章 議会の成立及び開閉(第 1 条 ~ 第 3 条)
- 第 2 章 会期及び休会(第 4 条 ~ 第 7 条)
- 第 3 章 議案の提出及び撤回(第 8 条・第 9 条)
- 第 4 章 議案の付託及び委員会(第 10 条 ~ 第 14 条)
- 第 5 章 会議
 - 第 1 節 開議、散会及び休憩(第 15 条 ~ 第 20 条)
 - 第 2 節 議事日程(第 21 条・第 22 条)
 - 第 3 節 動議(第 23 条・第 24 条)
 - 第 4 節 発言(第 25 条 ~ 第 40 条)
 - 第 5 節 修正(第 41 条 ~ 第 43 条)
 - 第 6 節 表決(第 44 条 ~ 第 50 条)
- 第 6 章 質問(第 51 条・第 52 条)
- 第 6 章の 2 議員の派遣(第 53 条)
- 第 7 章 請願(第 54 条 ~ 第 59 条)
- 第 8 章 選挙(第 60 条 ~ 第 63 条)
- 第 9 章 辞職及び資格の決定(第 64 条 ~ 第 68 条)
- 第 10 章 紀律(第 69 条 ~ 第 76 条)
- 第 11 章 懲罰(第 77 条 ~ 第 82 条)
- 第 12 章 会議録(第 83 条 ~ 第 86 条)
- 第 13 章 補則(第 87 条)

附則

第 1 章 議会の成立及び開閉

(参集)

第 1 条 議員は、招集の当日、開議定刻までに議場に参集し、議員応招簿に署名し、又は印を押さなければならない。

- 2 議員は、事故のため招集に応ずることができないとき、又は会議に出席できないときは、あらかじめその理由を付して議長に届け出なければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(議席)

第 2 条 議員の議席は、議員当選後最初の会期の始めに議長が定める。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

(議会の開閉)

第 3 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

第 2 章 会期及び休会

(会期)

第 4 条 会期は、毎会期の始めに、議会の議決により定める。

2 会期は、招集の当日から起算する。

(会期の延長)

第 5 条 会期は、特別の必要があるときは、議会の議決により延長することができる。

(休会)

第 6 条 議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決により休会することができる。ただし、議長において緊急の必要があると認めるときは、議決にかかわらず会議を開くことができる。

(会期中の閉会)

第 7 条 付議事件全部を議了したときは、会期にかかわらず議会の議決により閉会することができる。

第 3 章 議案の提出及び撤回

(議案の提出)

第 8 条 議員が議案を提出しようとするときは、文書によりその案を備え、理由を付し、成規の賛成者とともに連署して、これを議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、文書によりその案を備え、理由を付し、委員長が議長に提出しなければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(議案の撤回又は訂正)

第 9 条 議案を撤回し、又は訂正しようとするときは、委員会以外の者が提出したものにあっては提出者の全部から、委員会が提出したものにあっては当該委員会の承認を得て委員長から、これを請求しなければならない。

2 前項の請求があった場合は、議会がその許否を決する。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

第 4 章 議案の付託及び委員会

(議案の委員会付託)

第 10 条 議案が提出されたときは、委員会が提出したものを除き、議長はこれを常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係るものは、議会に諮り、特別委員会に付託することができる。

2 前項に規定する付託は、議会の議決によりこれを省略することができる。

3 前 2 項の規定は、議案以外のものを付託する場合に準用する。

- 4 委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会に諮り、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

(平 3 議会規則 1・全改、平 18 議会規則 1・一部改正)

(閉会中の継続審査)

第 11 条 委員会は閉会中引き続き特定の事件の審査を行うことを必要とするときは、議長にこれを要求することができる。

- 2 前項の要求があった場合は、議長はこれを議会に諮らなければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(継続審査の通知)

第 12 条 議会の議決により、委員会が閉会中もなお、特定の事件について審査を継続することに決したときは、議長は、直ちにこれを市長に通知しなければならない。

(委員会の調査又は審査の期限)

第 13 条 議会は、期限を定め、委員会をして調査又は審査の結果を報告させることができる。

(委員会の中間報告)

第 14 条 議会は、委員会の調査又は審査が終了していない事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

第 5 章 会議

第 1 節 開議、散会及び休憩

(会議時間)

第 15 条 会議時間は午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、議会において特に議決したとき、又は議長が必要と認めたときは、この限りでない。

(昭 48 議会規則 1・一部改正)

(開議)

第 16 条 開議の時刻になったときは、議長は、議長席に着き、会議を開くことを宣告する。

- 2 議長が開議を宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(散会)

第 17 条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、散会を宣告する。

- 2 議事が終わらない場合でも、午後 5 時を過ぎたときは、議長は散会を宣告することができる。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(定足数を欠くおそれがある場合の措置)

第 18 条 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は議員の退席を禁じ、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(休憩)

第 19 条 議長は、議事の必要上、適宜休憩を宣告することができる。

(散会又は休憩宣告後の発言の禁止)

第 20 条 議長が散会又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第 2 節 議事日程

(日程の作成及び通知)

第 21 条 議長は議事日程を定め、あらかじめ議員に通知しなければならない。

- 2 議事日程には、会議に付する事件及びその順序並びに開議の日時を記載しなければならない。

(日程の変更)

第 22 条 議長は、議会に諮り、議事日程を変更することができる。

第 3 節 動議

(動議の提出)

第 23 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)又はこの規則において特別の定めがある場合を除くほか、すべての動議は 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(動議の撤回)

第 24 条 動議の撤回については、第 9 条の規定を準用する。

第 4 節 発言

(発言の許可)

第 25 条 会議において発言しようとするものは、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ議長の許可を得て発言しなければならない。

(発言の場所)

第 26 条 すべて、発言は演壇においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言内容の制限)

第 27 条 発言は、議題外にわたってはならない。ただし、議事進行に関する発言及び先決又は緊急の動議はこの限りでない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(委員長及び少数意見者の報告)

第 28 条 委員会に付託された事件が議題となったときは、まず委員長が委員会の経過及び結果を報告する。

2 熊本市議会委員会条例(昭和 34 年条例第 10 号)第 24 条の規定による少数意見の報告は、前項の報告に次いで行うことができる。

3 数個の少数意見があるときは、その報告の順序は議長が定める。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(質疑)

第 29 条 議員は、委員長、前条第 2 項の規定による少数意見を報告した者、発議者及び法第 121 条の規定による市長その他の出席者に対し、質疑することができる。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(質疑における意見の禁止)

第 30 条 質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(質疑の回数)

第 31 条 質疑は、同一議題について 3 回を超えることができない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(発言時間の制限)

第 32 条 議長は、必要があると認めるときは、議会に諮り、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(質疑終局の動議)

第 33 条 質疑が続出して容易に終局しないときは、議員は、質疑終局の動議を提出することができる。

2 前項の動議を議題とするには、3 人以上の賛成者を要する。

(討論の時機)

第 34 条 質疑が終わったときは討論に入る。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(討論の通告)

第 35 条 討論しようとする者は、あらかじめ反対又は賛成の別を記載した通告書を議長に提出しなければならない。

(討論の方法)

第 36 条 議長は、討論については、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(討論の回数)

第 37 条 議員は、同一の議題について、2 回にわたり討論することはできない。

(議長の討論)

第 38 条 議長が討論しようとするときは、あらかじめこれを通告して議席に着かなければならない。

- 2 議長が討論したときは、その問題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(討論終局の動議)

第 39 条 賛否各々 2 人以上の発言があった後又は甲方が 2 人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は討論終局の動議を提出することができる。

- 2 前項の動議を議題とするには、3 人以上の賛成者を要する。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(議事進行に関する発言)

第 40 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

第 5 節 修正

(修正動議の提出)

第 41 条 修正の動議はその案を備え成規の発議者が連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(修正案の説明)

第 42 条 委員会の報告が終わったとき、又は委員会の審査を省略した議案の会議においては、その議案の説明が終わったときに、議長は、修正案の説明をさせる。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(修正議決後の字句等の整理)

第 43 条 議会は、修正議決の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

第 6 節 表決

(表決問題の宣告)

第 44 条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

- 2 議長が前項の宣告をした後は、何人も議題について発言することができない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(不在議員)

第 45 条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(採決の順序)

第 46 条 採決の順序は、原案に最も遠いものから先にする。ただし、議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に採決しなければならない。

(採決の方法)

第 47 条 採決の方法は、起立及び投票の 2 種とし、議長がこれを定める。

- 2 投票により表決を採る場合は、投票用紙の様式及び手続は、議長が定める。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(採決結果の報告)

第 48 条 議長は、採決の結果を宣告しなければならない。

(表決の更正)

第 49 条 議員は、自己の表決の更正を求めることができない。

(簡易採決)

第 50 条 問題について異議を唱える者がいないときは、議長は第 47 条の方法によらず、全会一致をもって議決したものと認めてその旨を宣告する。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

第 6 章 質問

(質問)

第 51 条 議員は、議長の許可を得て、市の一般事務につき市長その他の執行機関に対し、質問することができる。

- 2 質問者は、あらかじめ議長の定めた期限までに議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問)

第 52 条 質問が緊急を要するときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、議会の同意を得て、質問することができる。

第 6 章の 2 議員の派遣

(平 14 議会規則 1・追加)

(議員の派遣)

第 53 条 法第 100 条第 12 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。
(平 14 議会規則 1・追加)

第 7 章 請願

(請願書の記載)

第 54 条 請願書には、請願者の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)を記載しなければならない。

- 2 請願者が多数あるときは、代表者を定めなければならない。
(紹介議員)

第 55 条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名の上印を押さなければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(請願書の提出)

第 56 条 請願書は、平穏な用語を用い、平穏に提出しなければならない。

- 2 請願者が請願(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。
(昭 49 議会規則 1・平 18 議会規則 1・一部改正)

(請願の委員会付託)

第 57 条 議長は、請願を受理したときは、適當の委員会に付託しなければならない。ただし、議長において委員会に付託する必要がないと認めるときはこの限りでない。

(請願の審査報告)

第 58 条 委員会は、次の区分により、請願審査の結果を議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
(2) 採択すべきでないもの
2 前項第 1 号に規定するもののうち、市長その他の執行機関に送付することが適當と認められるものについては、その旨を付記しなければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(陳情書の処理)

第 59 条 陳情書その他のもので、議長が必要と認めたものは、適當の委員会に参考のため送付する。

第 8 章 選挙

(投票用紙)

第 60 条 議会において行う選挙の投票用紙の様式は、議長が定める。

(投票の点検及び効力)

第 61 条 投票により選挙を行う場合においては、議長は、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から議会に諮って指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(選挙結果の報告)

第 62 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告するとともに当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(投票の保存)

第 63 条 議長は、投票を当該当選人の任期間保存しなければならない。

第 9 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 64 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 副議長又は議長は、前項の辞表を朗読させ、討論を用いずに議会に諮ってその許否を決する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可したときは、議長はその旨を次の議会に報告しなければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(議員の辞職)

第 65 条 前条の副議長の辞職に関する規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第 66 条 法第 127 条第 1 項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の委員会審査)

第 67 条 前条の要求については、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、委員会の審査を省略することができない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(決定書の交付)

第 68 条 議会が議員の被選挙権の有無を決定したときは、議長はその決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第 10 章 紀律

(品位の尊重)

第 69 条 すべて、議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(連絡所及び住所の届出)

第 70 条 議員は、常時連絡の場所及び住所を議長に通告しておかなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(出席又は退席の届出)

第 71 条 会議中、出席又は退席しようとする者は、議長に届け出なければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(離席)

第 72 条 会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(議事妨害の禁止)

第 73 条 会議中はみだりに発言し、又は騒いで、他人の発言を妨げてはならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(禁煙)

第 74 条 議場においては、喫煙を禁ずる。

(秘密の保持)

第 75 条 秘密会の議事を漏らしてはならない。

(議長の秩序保持権)

第 76 条 紀律に関する事項は、議長が決する。ただし、議長は、討論を用いしないで議会に諮り、これを決することができる。

第 11 章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第 77 条 懲罰の動議は、文書により、成規の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯のあった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 75 条の違反に係るものについては、この限りでない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(懲罰動議の委員会付託)

第 78 条 懲罰の動議が提出されたときは、議長は速やかに会議に付し、討論を用いしないで委員会に付託するかどうかを決めなければならない。

2 前項の規定により、委員会に付託しないと議決したときは、懲罰の動議は否決されたものとみなす。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(戒告又は陳謝の方法)

第 79 条 懲罰中、公開の議場における戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

2 前項の戒告文又は陳謝文は、懲罰委員会が起草し、その報告とともに議長に提出しなければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(出席停止)

第 80 条 一定期間出席を停止された議員は、その期間中、委員会にも出席することができない。

(除名が成立しない場合の措置)

第 81 条 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、法第 135 条第 3 項の規定による同意がなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(懲罰の宣告)

第 82 条 懲罰の議決があったときは、議長は、公開の議場において、その懲罰を宣告しなければならない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

第 12 章 会議録

(会議録)

第 83 条 会議録には速記法その他議長が定める方法により、すべての議事を記載しなければならない。

(平 13 議会規則 1・一部改正)

(会議録の記載事項)

第 84 条 会議録には議事のほか、開会及び閉会の年月日、時刻、出席議員の番号及び氏名並びに選挙その他議長において必要と認める事項を記載しなければならない。

(会議録に記載しない事項)

第 85 条 秘密会の議事及び議長が取消しを命じた発言は、会議録に記載しない。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

(会議録署名議員)

第 86 条 会議録に署名すべき議員は 2 人とし、会期の始めに議長が指名する。

第 13 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第 87 条 この規則に関する疑義は、議長が決する。ただし、議長は、議会に諮って決することができる。

(平 18 議会規則 1・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 34 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 6 月 29 日議会規則第 1 号)

この規則は、昭和 46 年 6 月 29 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 6 月 6 日議会規則第 1 号)

この規則は、昭和 48 年 6 月 6 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 26 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 5 月 17 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 2 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 2 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 11 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。